

[様式第3号]

資料提供年月日	平成26年4月22日	
問い合わせ先	課名	住宅課
	電話	直通 803-1473 内線 4670
担当者	職名・氏名	課長 矢吹
	職名・氏名	課長代理 折口

## 広報連絡

(市長定例記者会見資料)

- 1 件 名 岡山市空き家再生（リフォーム）活用促進モデル事業費補助金の申請手続き等の詳細が決定しました。
- 2 趣 旨 適切な管理が行われていない空き家が防災、防犯、衛生、景観等の観点から市民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、空き家の再生改修（リフォーム）に係る経費の一部を補助して、その再生活用を図る「岡山市空き家再生（リフォーム）活用促進モデル事業」を新たに創設しました。  
この度、その申請手続き等に関する詳しい内容と事前相談や申請受付等の日程が決まりましたのでお知らせします。
- 3 日 程 平成26年5月 7日（水） パンフレット配布開始  
平成26年5月12日（月） 事前相談開始  
平成26年6月 2日（月） 申請受付開始  
（予算に達し次第終了）
- 4 パンフレット配布場所等 • 住宅課及び各区役所、地域センター、サービスコーナー等の窓口  
• 市ホームページ掲載
- 5 事前相談及び申請受付場所 岡山市役所本庁舎6階住宅課
- 6 申 請 受 付 必ず申請書類をお持ちください。
- 7 添 付 資 料 「岡山市空き家再生（リフォーム）活用促進モデル事業」のパンフレット

え、事前相談にお越しください。  
予算に達ししだい受付を終了します。

申請書類は受付窓口にお持ちください。（郵送不可）

原則全ての方に提出していただく添付書類

- ・補助金交付申請調書
  - ・申請者の住民票（現に市内に住民登録をしている方は省略可）
  - ・対象住宅の不動産登記事項証明書（建物のみ）
  - ・申請者の納税証明書（岡山市提出用）
  - ・空き家期間の確認資料（電気・水道の明細など）
  - ・工事の施工場所及び内容が特定できる見積書の写し  
(他の補助対象工事及び附帯工事部分は項目を分けてください)
  - ・住宅全体及び工事を行う部分の写真（撮影日のあるもの）
- 該当する場合に提出していただく添付書類
- ・耐震診断結果報告書等の写し
  - ・補強計画の診断評価書の写し
  - ・建築確認が必要な工事を行う場合は確認済証の写し
- ※ この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 審査には2~3週間かかります。

補助金交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。  
工事内容等に変更があった場合や工事を中止する場合などは必ずご連絡ください。原則、交付決定額の増額は認めません。

実績報告に添付していただく主な書類

- ・実施した工事の明細書及び領収書の写し
  - ・工事部分の施工中および施工後の写真（撮影日のあるもの）
  - ・補助金交付決定通知書の写し
  - ・耐震改修又は外壁・屋根・天井又は床の断熱改修工事を行う場合は、工事監理を行った建築士による「工事実績報告書」
- ※この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

必要に応じて空き家の現況・工事現況等を確認させていただきます。

岡山市では、空き家の再生活用を促進するため、改修経費の一部を助成します。空き家を放置すると、家が傷むだけでなく、防災・防犯・衛生・景観のうえ近隣に迷惑をかけることになります。損害が生じた場合、所有者の責任があります。早めに手入れをして、活用しませんか。

**事業概要**

◆補助事業者◆

- ・空き家の所有権者
- ・市税を滞納していない人
- ・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）でない人

◆補助対象住宅◆（P.3「補足説明」参照）

- ・岡山市内にある一戸建て
- ・6ヶ月以上空き家となっているもの
- ・現行の耐震基準に適合しているもの
- ・台所、水洗便所、浴室、洗面設備、収納設備がある居住用のもの

◆補助条件◆

- ・改修後、活用すること  
賃貸や売却するほか、自己または親族等が居住することも可。  
賃貸や売却にあたっては「岡山市空き家情報バンク」をご活用ください。

なお、市街化調整区域にある住宅については、対象とならない場合があるため、あらかじめご相談ください。

事前相談開始 平成26年5月12日（月）から

申請受付開始 平成26年6月 2日（月）から

補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前相談のお越しをお相談日時については、事前に予約をしてください。（下記連絡先）

◆補助事業◆（工事）

- ・市内の施工業者による工事
- 下記に掲げるもののうち、  
①「耐震改修」「ハーフルギー改修」の工事  
（経費50万円以上の工事）  
②附帯工事（家財以外の清掃）

・平成27年2月末までに見込みがあるもの

◆補助金額◆

工事に要する金額（工事を除く）の5%（千円未満切捨て）  
補助金の上限額は5万円です。  
予算がなくなりました。

耐震改修」「省エネルキー改修」「バリアフリー改修」のつりいきい  
含むリフォーム工事を行うことが要件です。ただし、他の補助制度の対  
補助金を算定する際の補助対象経費には含まれませんのでご注意くだ  
助金の計算」参照)

耐震診断等事業を利用して耐震診断、補強計画及び計画後の耐震診断を行い、  
つき建築士が実施設計し、工事監理を行って施工した耐震改修工事に限ります。  
工事監理を行った建築士の報告書を提出していただきます。

## 一改修

ずれか1つ以上  
電システム  
改修  
銀・天井又は床の断熱改修  
用システム設置  
イレ  
曹  
易器  
(エネファーム)  
置型蓄電池  
については要綱をご確認いた  
合わせください。

## バリアフリー改修

- ①～⑦のいずれか1つ以上
- ①手すりの設置（3か所以上）
- ②段差解消（1室以上）
- ③廊下幅等の拡張（1か所以上）
- ④昇降機の設置（1基以上）
- ⑤トイレの改修（和式便器から洋式便器に変更するもの）
- ⑥扉の変更（開き戸から引き戸又は折れ戸に変更するもの、もしくは扱いやすい取手の扉へ取り替えるもの）（1か所以上）

以外の一般的なリフォーム工事をいいます。対象になるものとならないものにしてください。記載のない工事で不明な場合はお問合せください。

### ○（対象になるもの）

・塗装・防水/外壁の張替えや塗装/壁紙の張替え/給水室・キッチン・洗面・トイレのリフォーム/部屋の具の取替えや修理/襖・障子の張替え/畳の取替え/アリ駆除 等

### ×（対象にならないもの）

付属屋（車庫等）の工事/門扉・塀の工事/家具・家電等の設置で取り付け工事を伴わないもの

イ Bの附帯工事の経費（ただし、アの5分の1が上限）

次に、補助金額を計算します。

補助金額 = 補助対象経費 × 1/5 (千円未満の端数は切り捨て) 上

## 補足説明

### 空き家

対象となる空き家は、申請日現在引き続いて6か月以上居住していない建物で務所等として利用し、日常的に人の出入りがあるものは対象になりません。空認は、原則、水道・電気の使用状況で確認します。

また、改修後は台所・水洗便所（簡易水洗を除く）・浴室・洗面設備・収納設備の住宅であることが必要です。この補助を活用して備えることもできます。

### 現行の耐震基準に適合している住宅

原則次のいずれかに該当するものです。

- ① 建築の着工日が昭和56年6月1日以降であるもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工されたもののうち、既に耐震診断等によりされているもの→耐震診断結果報告書等の写しを提出してください。
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工されたもののうち、工事完了までに現行のたすもの→耐震改修を同時に行う場合は補強計画の診断評価書の写しを提出

### 活用

改修工事を行った空き家は、ご自身や親族等で利用されるほか、賃貸・売却の者と媒介契約を締結されるなど、活用することが条件です。賃貸・売却の場合は、『岡山市空き家情報バンク』をご活用ください。

また、改修後の活用状況等について、報告を求めることがあります。

### 知っておくと便利な相談窓口

賃貸・売却に当たり、どのような改修をしたらよいかなど相談したい場合は、「コンサルティングマスター※」を活用してはいかがでしょうか。（<http://www.kindaika-k.jp/>）からの検索、もしくは岡山県コンサルティン表：086-222-2131）へお問合せください。（相談料は有料になる場合がありますはご相談ください。）

※ 不動産に関わるプロフェッショナルとして、売買・賃貸借等に関わる相談基準をクリアした宅地建物取引業主任者等の資格を有する者